

埼玉県立大学大学院学位規程

平成22年4月1日
規程第118号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号）第81条第2項の規定に基づき、学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 埼玉県立大学大学院保健医療福祉学研究科（以下「本学大学院」という。）において授与する学位は、修士及び博士とする。

(授与の要件)

第3条 修士の学位は、本学大学院博士前期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、本学大学院博士後期課程を修了した者に授与する。

(学位の名称)

第4条 前条第1項の規定により授与する学位には、次の表のとおり専修分野の名称を付記する。

専修の名称	学位の名称	英語表記
看護学専修	修士（看護学）	Master of Nursing
リハビリテーション学専修	修士（リハビリテーション学）	Master of Rehabilitation Science
健康福祉科学専修	修士（健康福祉科学）	Master of Health Science and Social Work

2 前条第2項の規定により授与する学位には、次のとおり専攻分野の名称を付記する。

学位の名称 博士（健康科学）

英語表記 Doctor of Philosophy in Health Sciences

(学位の名称)

第5条 本学大学院の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「埼玉県立大学大学院」と付記するものとする。

(学位論文の提出要件)

第6条 修士の学位論文を提出することのできる者は、予定した修業年限の最終年度の者であり、所定の単位を修得した者又は学位論文の審査の終了までに所定の単位を取得することができる見込みのある者で、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

2 博士の学位論文を提出することのできる者は、次の号のいずれかに該当する者とする。

一 予定した修業年限の最終年度の者であり、所定の単位を修得した者又は学位論文の審査の終了までに所定の単位を取得することができる見込みのある者で、かつ、必要な研究指導を受けた者

二 本学大学院博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、かつ、必要な指導を受けて退学（満期退学）した者で、学位申請を前提として当該課程に再入学を許可された者（満期退学後3年以内で、通算在籍期間が6年未満の条件を満たしていること）

3 前2項の研究指導には、研究指導教員の資格を有する教員（以下「研究指導教員」という。）が当たるものとする。

(学位論文)

第7条 主論文は1編とし、研究科長に提出するものとする。この場合、必要により、参考論文を添付することができる。

2 提出した学位論文は、返納しない。

(学位論文の審査)

第8条 修士の学位論文の審査は、主査1名及び副査1名で行う。

2 博士の学位論文の審査は、主査1名及び副査2名以上で行う。

3 主査及び副査は、当該学生の研究指導を担当する教員以外の研究指導教員をもって充てる。

(口頭試問)

第9条 主査及び副査は、前条の審査を行うとともに、その論文の内容及び専門領域に関する口頭試問を行う。

(審査結果の報告及び学位授与の決定)

第10条 主査は第8条及び第9条の審査の結果を学長に報告する。

2 学長は、前項の報告及び当該学生の単位取得状況により、可否を審議決定する。

(学位の授与)

第11条 学長は、博士前期課程の修了者には、「修了証書・学位記(様式第1号)」を、博士後期課程の修了者には、「修了証書・学位記(様式第2号)」を交付して学位を授与する。

(学位授与の報告)

第12条 本学大学院は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3ヶ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(論文審査要旨の公表)

第13条 本学大学院は、博士の学位を授与したときは、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に、公表されているときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、当該博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学大学院はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項に規定する博士の学位を授与された者が行う公表は、本学大学院の協力を得て、インターネットを利用して行うものとし、第1項の規定により公表する場合は、当該博士論文に「埼玉県立大学審査学位論文(博士)」と、また前項の規定により公表する場合は、当該博士論文の要旨に、「埼玉県立大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第15条 本学大学院において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、研究科教授会の議を経て、学位を取り消し、修了証書・学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

(その他)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

修了証書・学位記

氏 名
年 月 日生

本学大学院保健医療福祉学研究科 保健医療福祉学専攻〇〇専修所定の課程を修めて本学大学院を修了したことを認め、修士（〇〇）の学位を授与する。

年 月 日（和暦）

埼玉県立大学長 氏 名 印

第 号

修了証書・学位記

氏 名
年 月 日生

本学大学院保健医療福祉学研究科保健医療福祉学専攻所定の課程を修めて本学大学院を修了したことを認め、博士（健康科学）の学位を授与する。

年 月 日（和暦）

埼玉県立大学長 氏 名 印

第 号